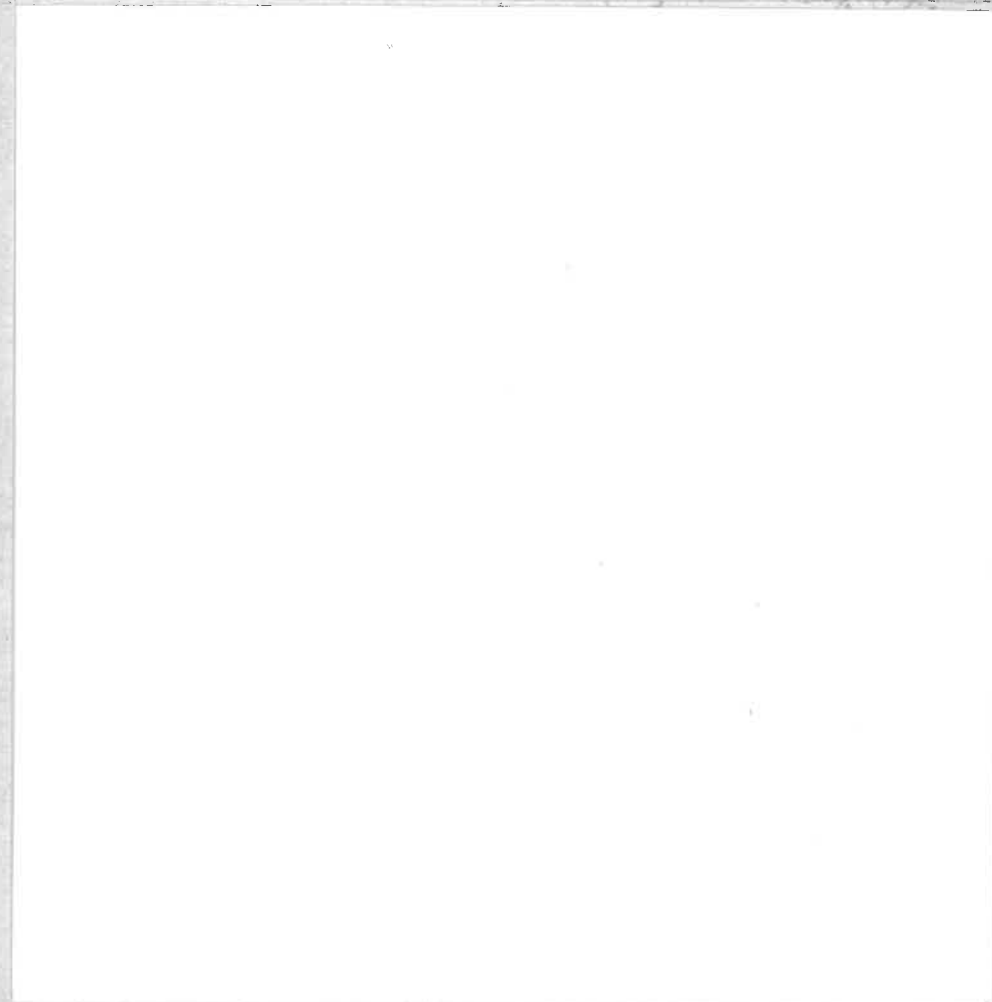




記

農産栽培用基準（昭和43年5月20日付け43農政B第9/6号）の一部を次のように改正する。

- 1 Iの3をIの4とし、Iの2の次に次の1号を加える。
3. サトウキビ (*Saccharum officinarum* L.) の生茎
葉およびその地下部
- 2 Ⅱの1の(2)および2の(1)中「Iの1の(2)および3」を「I

の1の(2)、3および4」に改める。

- 3 Ⅱの2中「いも類」を「いも類およびサトウキビ」に改める。

農
林
省